

市政改革マニフェスト（市政改革基本方針） ②コンプライアンス改革

大項目	課 題	ページ	具体的取組	ページ
Ⅰ 透明性の確保	1 公正確保の仕組みづくり	130	① 内部統制システムの確立	131
			② 外部監視制度の構築	132
			③ 入札制度（電子入札）の改革	133
	2 情報公開の徹底	134	① 情報公開制度の原則公開運用の定着	135
			② 積極的に情報開示していく行政運営スタイルへの転換	136
			③ 監理団体・関連団体の情報公開の徹底	137
	3 財務情報の開示	138	① 公会計制度の抜本的見直し	139
			② 予算・決算情報のきめ細かな開示	140
Ⅱ 社会責任の遂行	1 「安全」の確保	141	① 安全管理に関する全庁的な取組体制の確立	142
			② 多発する交通事故の削減に向けた対策の導入	143
			③ 市民利用施設における事故の削減に向けた対策の導入	144
	2 環境への配慮	145	① 大阪市自らが率先した環境保全行動の強化	146
			② 環境関連計画の推進	147
	3 個人情報の保護	148	① 市が保有している個人情報の必要性の再チェック	149
			② 委託先業者が保有する個人情報の保護対策	150
			③ 市職員自身の個人情報保護	151
Ⅲ 職員の自立・自主管理	1 自主的改革・改善の基盤整備	152	① 職場改善運動の展開	153
			② 新しい職員提案制度の作り直し	154
			③ 大阪市職員行動指針の策定	155

コンプライアンス改革	大項目	I 透明性の確保	課題	1 公正確保の仕組みづくり	具体的取組	①	内部統制システムの確立
				2 情報公開の徹底		②	外部監視制度の構築
				3 財務情報の開示		③	入札制度（電子入札）の改革
【現 状】 - 一連の不適正事象について昨年末以降メディアで取りあげられた。 - 超勤の不適正な処理が平成 10 年の和解後も改善されなかった。 - いわゆる「ヤミ専従」に関する処分が実施された。 - 職員の処分が軽すぎるという批判が多く寄せられている。 - 平成 13 年 4 月「職員の公正な職務の執行に関する要綱」（職員が違法行為の要求を受けた際の対応に関するもの）が策定されたが、通報件数は 1 件に過ぎない。 - 職員アンケートでは、議員などから入院時の便宜要請や関係団体から利益供与を要請されたことがあるという回答があった。 - 福利厚生制度等改革委員会から入札制度の問題点指摘があった。 - 談合の疑いのある入札事例が存在 【何が問題か】 - 内部監察の仕組みがない - 法令遵守が徹底できていない。 - 処分のあとも同じような問題が繰り返し発生している。 - 個々の職員が不当な圧力を受けている可能性があるが、組織的な予防策がとられていない。 - 内部的な不適正な事象を職員が内部から明らかにする仕組みがない - 入札制度の透明性が不十分				【これまでの取組】 - 例年人事課から、「服務規律確保」の通知が出されている。 - 人事処分の情報公開を定期的に行うことになった。 - 電子入札を平成 15 年から順次導入している。 《電子入札の適用範囲 工事請負の一部：平成 15 年度～ 物品調達の一部：平成 17 年度～》 - 平成 17 年 10 月の競売入札妨害事件を契機とした入札等監視委員会の緊急提言を受けて、具体的な指名基準の取扱いの策定と公表を行い、地域要件の緩和と恣意的な指名の排除を実施している。 - 平成 17 年 12 月から工事請負だけに限られていた入札等監視委員会の機能を業務委託契約へも範囲を広げるなど、その機能を拡充した。 【今後の具体的な取組課題】 ①内部統制システムを確立して服務規律や事故防止を徹底 ②外部監視制度の構築 ③入札制度（電子入札）の改革			

様式②
具体的取組

コンプライアンス改革	大項目	I 透明性の確保	課題	1 公正確保の仕組みづくり	具体的取組	①	内部統制システムの確立	⑪
				2 情報公開の徹底		②	外部監視制度の構築	
				3 財務情報の開示		③	入札制度（電子入札）の改革	
				【具体的取組】				
① 内部統制システムを確立して服務規律や事故防止の徹底及び公務員倫理の高揚を図る。 （１）各局区ごとにコンプライアンスの統制システムを確立 （１）－１ 局長・区長はコンプライアンスについての内部統制責任者と明確に位置づける （１）－２ 局長・区長は事業場ごとにコンプライアンス担当者を設置する （２）内部コンプライアンス部門を設置 さらに、局・区でのコンプライアンスをチェックし、大阪市全体のコンプライアンスを確保するために市内部にコンプライアンス部門を設置する。その部門には、厳正な服務指導や内部の事務処理を適宜チェックするための内部監察機能をもたせる。 （３）「職員の公正な職務の執行に関する要綱」を改正する。 市職員には外部のさまざまな関係者から多様な苦情・要望・陳情があるが、現在の「職員の公正な職務の執行に関する要綱」が活用されていないので、団体や市民からの要請・要望などすべての案件内容を記録することを義務づける。また、市民等からその代表者である議員に対して、様々な要望等が日常行われており、職員が議員からの要望等に対し、組織的に適切な対応を確保するため、議員からの要請・要望についても同様の措置を講じる。 （４）公益通報制度の導入 職員が身内意識のもとで違法や不当なことを内在化させることなく、外部に明らかにすることによって組織の自浄能力を高めるために内部通報体制を整備する。 （５）職員の処分基準の設定 職員の不祥事に対してあらかじめ定められた処分基準が現在は存在しない。処分基準を策定し、明確化して周知する （６）これらの仕組みを直ちに検討するとともに、コンプライアンスに関する条例を制定するために、助役プロジェクトチームを立ちあげる。								
《スケジュール》 平成 17 年度中に仕組みを検討し、平成 18 年度から実施。								

様式②
具体的取組

コンプライアンス改革	大項目	I 透明性の確保	課題	1 公正確保の仕組みづくり	具体的取組	①	内部統制システムの確立	
				2 情報公開の徹底		②	外部監視制度の構築	⑮
				3 財務情報の開示		③	入札制度（電子入札）の改革	

【具体的取組】

② 外部監視制度の構築

（１）市長直属の（仮称）コンプライアンス委員会（大阪市版の行政オンブズマン制度といえるもの）を創設
内部のコンプライアンス機能を補完するために、市長直属の独立外部機関として（仮称）コンプライアンス委員会を設置する。

- 市職員や、職員以外の者からの通報に基づき独自の立場から通報内容を調査する。また自ら市の事務執行状況をチェックして、結果を市長に報告。同時に、問題提起とともに改善策を提言する。
- 局長・区長による内部統制のやり方を定期的にチェックする。
- 内部統制システムが機能しているかどうかを毎年定期的にチェックする

（２）コンプライアンス委員会の事務局は内部のコンプライアンス部門に置くが、委員会の活動方針はそこからの指示や干渉を受けない。

《スケジュール》
平成 18 年度から実施。

様式②
具体的取組

コンプライアンス改革	大項目	I 透明性の確保	課題	1 公正確保の仕組みづくり	具体的取組	①	内部統制システムの確立	
				2 情報公開の徹底		②	外部監視制度の構築	
				3 財務情報の開示		③	入札制度（電子入札）の改革	⑱
【具体的取組】								
③ 入札制度（電子入札）の改革								
（１）電子入札の適用範囲の拡大等 入札関連情報がインターネット等を通じて広く市民に公表されることによって、入札の透明性の向上を図り、業者側にとってもコストの削減と利便性向上につなげる。 電子入札は国や大阪府など他の自治体と共通の基盤システムをもとに開発しており、国のアクションプログラム（行動計画）に従って導入を進めている。今後、事業者側の理解を求めつつ、電子入札の適用範囲を可能な限り速やかに拡大し、平成 19 年度中には原則として全件について電子入札によって対応する。 電子入札対応可能業者数（平成 17 年 9 月現在）：工事請負関係 676 社（全体の 11.7％） 物品調達 307 社（同 4.5％） （２）公募型指名競争入札の適用範囲を拡大 工事請負の公募型指名競争入札について、平成 18 年度から対象工事の下限金額（現在、土木工事は 4.4 億 建築工事 6 億 その他 4 億）を現行の約 2 分の 1 に引き下げる。（概ね契約金額全体の 50％が公募型指名競争入札となる。） ※公募型指名競争入札：入札参加者を公募し、技術基準や実績・地域要件などを満たしている者については全社指名して競争入札を行う。一般競争入札に近い制度。 （３）業務委託契約の標準プロセスを定めたガイドラインを策定 業務委託契約はその内容が広範囲であり、受託者に求める仕様書が多様なものになるので、現在は実情に応じて各局で契約を執行している。その結果、入札等契約の事務手続きについても一元的な取り扱いができていない。競争性・透明性を確保して公正な契約が執行されるよう、業務委託契約の標準的なプロセスを定めたガイドラインを策定する。								
《スケジュール》								
平成 18 年度、19 年度に実施。								

コンプライアンス改革	大項目	I 透明性の確保	課題	1 公正確保の仕組みづくり	具体的取組	①	情報公開制度の原則公開運用の定着
				2 情報公開の徹底		②	積極的に情報開示していく行政運営スタイルへの転換
				3 財務情報の開示		③	監理団体・関連団体の情報公開の徹底
【現 状】				【これまでの取組】			
- 市民オンブズマンの情報公開度総合ランキングは 2 年連続政令市最下位とされている。 - 大阪市行政を補完する目的で設立・活用され、財政的・人的関与が大きい関連団体が 146 団体（監理団体 66 報告団体 10 その他の関与が大きい関連団体 70）あり、経営状況報告として決算状況等を取りまとめている。				- 情報公開条例を改正して、3 公社を実施機関に追加（本年 5 月） 「情報公開推進のための指針」を作成 「市長が自ら判断する仕組み」の作成・実施 - 市長交際費をホームページで公開 - 情報公開審査会の体制を強化 - 監理団体（66）及び報告団体（10）については従来から法人の経営状況の報告を市会等に行い、内容を情報公開している。 - その他の関与が大きい関連団体のうち 58 団体については、財務諸表などの一般的な情報を、行政資料センターなどを通じて既に情報公開している。			
				【今後の具体的な取組課題】			
				① 情報公開制度の原則公開運用の定着			
				② 積極的に情報開示していく行政運営スタイルへの転換			
【何が問題か】				③ 平成 17 年度中には、大阪市の関与が大きいすべての関連団体への財政的・人的関与の具体的な状況を公表するなど情報公開の徹底を終える。			
- 情報公開条例の改正や「指針」の作成によって制度は整備されてきているが、「原則公開」の制度運用が定着していない。 - 大阪市の関与が大きい関連団体のうち 134 団体については財務諸表などの一般的な情報は公開されているが、未公開団体（12）を含めて、詳細な決算内容が市民に十分かつわかりやすく説明されていないことが、市民の不信を招く一因となっている。				【市政改革での取組経過】（平成 20 年 3 月追記）			
				公文書作成指針の策定（18 年 1 月）、公文書管理条例の制定（18 年 4 月）、局部長研修の実施（18 年 2 月、19 年 2 月）、本市関連団体（146 団体）の財政的・人的関与の具体的な状況のホームページでの公表（17 年 11 月から毎年実施）等。			

様式②
具体的取組

コンプライアンス改革	大項目	I 透明性の確保	課題	1 公正確保の仕組みづくり	具体的取組	①	情報公開制度の原則公開運用の定着	⑪
				2 情報公開の徹底		②	積極的に情報開示していく行政運営スタイルへの転換	
				3 財務情報の開示		③	監理団体・関連団体の情報公開の徹底	
【具体的取組】								
① 情報公開制度の原則公開運用の定着								
(1) 平成 17 年度中に情報公開の推進に向けて市民から意見を募集して、個別課題についての解決策を職員に周知 (2) 平成 17 年度中から毎年度、「監理団体に準ずる本市と密接に関連する団体」の情報公開を実施 (3) 平成 17 年度中に「原則公開」趣旨を踏まえた実践的で具体的なガイドライン（実例を含む文書作成要領）の作成 (4) 「情報公開制度の目的達成」と「文書管理に係るコンプライアンスの徹底」を目的に「文書管理条例」を制定する。								
《スケジュール》								
(1) ～ (3) は平成 17 年度中に完全実施、(4) は平成 17 年度中に制定。								

様式②
具体的取組

コンプライアンス改革	大項目	I 透明性の確保	課題	1 公正確保の仕組みづくり	具体的取組	① 情報公開制度の原則公開運用の定着	
				2 情報公開の徹底		② 積極的に情報開示していく行政運営スタイルへの転換	⑰
				3 財務情報の開示		③ 監理団体・関連団体の情報公開の徹底	

【具体的取組】平成 20 年 3 月修正

② 積極的に情報開示していく行政運営スタイルへの転換

「ガラス張り」の市政を実現し、市民の市政参加を推し進める観点から、これまでの情報公開の徹底に関する取組に加えて、請求を待つまでもなく、市民が必要とする情報が、わかりやすく確実に伝わる、「積極的な情報開示・市民との情報共有」の風土を根付かせる。

- (1) 政策の立案段階からの情報開示についてガイドラインを策定し、周知するなど、市政情報の積極的な開示を推進する。
- (2) 「市長自ら判断する仕組み」について、公文書の不存在を理由として非公開としようとする場合についてもその対象とし、その運用の厳格化を図る。
- (3) 情報公開の徹底に関する研修により、「積極的な情報開示・市民との情報共有」についての職員の意識改革を進める。
- (4) 市民が必要とする情報をわかりやすく効果的に発信するため、ホームページの全面リニューアルをはじめ、広報ツールの改善を行う。
- (5) 市民の意見を広く聴き、施策に反映させるため、ホームページを活用した市民からの積極的な意見聴取を実施するとともに、施策への反映状況など、市政情報をわかりやすく発信していく双方向の広聴・広報システムの構築に取り組む。また市長自ら市民と直接対話する機会を拡充する。
- (6) 上記の取組を一体的効果的に推進していくためのエンジンとして、広聴、広報・報道、情報公開の部門を一元化した組織を設置する。

《スケジュール》(3)は平成 18 年度から継続実施、(2)は 19 年度から実施、(4)は 19 年度から着手し 20 年度から実施

(1)(5)(6)は 20 年度から実施。

様式②
具体的取組

コンプライアンス改革	大項目	I 透明性の確保	課題	1 公正確保の仕組みづくり	具体的取組	①	情報公開制度の原則公開運用の定着	
				2 情報公開の徹底		②	積極的に情報開示していく行政運営スタイルへの転換	
				3 財務情報の開示		③	監理団体・関連団体の情報公開の徹底	⑪
【具体的取組】								
③監理団体（66）及び報告団体（10）に加えてその他の大阪市の関与が大きい関連団体（70）のあわせて 146 団体に対する大阪市の財政的・人的関与の具体的な状況を公表するなど、情報公開の徹底を図る。								
《スケジュール》 平成 17 年度（平成 16 年度決算）から順次実施。								

様式①
大阪市政改革現状と課題

コンプライアンス改革	大項目	I 透明性の確保	課題	1 公正確保の仕組みづくり	具体的取組	①	公会計制度の抜本的見直し
				2 情報公開の徹底		②	予算・決算情報のきめ細かな開示
				3 財務情報の開示			
【現 状】 - 財務情報や会計情報が、必ずしも適切にわかりやすく開示されているとはいえない。 - そのため、個別事業の財務・会計上の問題を内部で抱え込み、事態が公になった時には、すでに対応が手遅れになってしまうことがある。 - 予算書・決算書は、地方自治法や地方公営企業法などで定められた様式に則って作成されているものの、福利厚生費などについては議会や市民のチェックが及ばなかった。 【何が問題か】 - 予算書、会計規則など財務や会計に関連する既存の制度が、情報公開の流れに適応した仕組みになっていないため、市民には大阪市の財務の実態がわかりにくい。 - 公営・準公営企業では「簿外債務」などの実態を含めた経営状態が明らかになっていないため、事業のリスク管理が十分でない。 - 補助金や委託料の支出先や名目が明らかでないため、公金支出の適正性について十分説明責任を果たしていない。				【これまでの取組】 - 施設運営にかかるモデル事業を選定し、委託料など経費の内訳や施設運営にかかるコストなどを明らかにするフォーマットを開発中。 - 公営・準公営企業会計の中からモデル事業を選定し、「簿外債務」などの実態や経営状態について、調査中。 【今後の具体的な取組課題】 ①公会計制度の抜本的見直し（財務情報の提供と事業価値評価の導入） ②予算・決算情報のきめ細かな開示			

様式②
具体的取組

コンプライアンス改革	大項目	I 透明性の確保	課題	1 公正確保の仕組みづくり	具体的取組	①	公会計制度の抜本的見直し	⑪
				2 情報公開の徹底				
				3 財務情報の開示				

【具体的取組】

①公会計制度の抜本的見直し（財務情報の提供と事業価値評価の導入）

(1) 資金使途の明確化

・資金の流れについて、外部からのチェックを可能とするため、資金がどのような目的で、どのような方法で、どこに、どのようにして、どれくらい使われているのか、資金の使途を明らかにしていく。

・まず、委託料など実際の使われ方がわかりにくい経費の内訳や、施設運営にかかるコストなどを明らかにする情報の開示を行う。

(2) 民間企業並みの会計情報の開示と事業価値の評価手法の導入

・公営・準公営企業会計について、より経営的な観点に立って事業の財務状況の実態を的確に把握し、リスク管理に役立てられるよう、減損会計の導入や退職給与引当金の計上を検討するなど民間企業的な視点での財務諸表の整備等を行う。

・また、市営住宅事業など収入のある事業についても、財務状況の的確な把握に努める。

・事業の価値を評価する手法の導入を検討する。

《スケジュール》

平成 17 年度中に方針を決定し、公表。平成 18 年度から実施。

様式②
具体的取組

コンプライアンス改革	大項目	I 透明性の確保	課題	1 公正確保の仕組みづくり	具体的取組	①	公会計制度の抜本的見直し	
				2 情報公開の徹底				
				3 財務情報の開示		②	予算・決算情報のきめ細かな開示	⑰
【具体的取組】								
②予算・決算情報のきめ細かな開示								
(1) 予算書・決算書を補完する資料の作成 主要な事業について議会や市民からのチェックを可能とするため、事業内容をきめ細かく開示する予算書や決算書の補完資料を作成する。								
(2) 補助金や委託料に関する決算情報の開示 補助金や委託料の名目、支出先、決算額について、局・課別に個別具体情報の開示を行う。								
《スケジュール》								
平成 17 年度に検討を終え、方針を公表。平成 18 年度から完全実施。								

大阪市政改革現状と課題

コンプライアンス改革	大項目	Ⅱ 社会責任の遂行	課題	1 「安全」の確保	具体的取組	①	安全管理に関する全庁的な取組体制の確立
				2 環境への配慮		②	多発する交通事故の削減に向けた対策の導入
				3 個人情報の保護		③	市民利用施設における事故の削減に向けた対策の導入
【現 状】				【これまでの取組】			
- 市の事業に関連した事故が平成 16 年度は 1,278 件発生しており、そのうち、死亡事故は 18 件、負傷事故は 1,260 件となっている。ここ数年、発生件数は横ばい状態である。 - 特に深刻なのは、市民の死亡事故が 16 件（うち 9 件は地下鉄の飛び込み自殺）、負傷事故が 429 件と、計 445 件もの事故に市民が巻き込まれていることである。 - 市民を巻き込んだ 445 件の事故のうち特に交通事故、地下鉄・バス内での転倒事故、各種市民利用施設における事故が多く、とりわけ交通事故については、平成 16 年度は 111 件の発生件数があり、市民が巻き込まれた事故件数全体の 25%を占めている。				事故情報の管理や事故予防の対策、職員に対する指導や注意喚起などは各局ごとに行われ、他都市や民間企業の先進事例を参考とした取り組みは、あまり行われていない。			
【何が問題か】				【今後の具体的取組課題】			
- 事故の情報が全市的規模で共有されていない。 - 事故削減のための体系的なプログラムがない。 - 職員個人の過失に対する処分や注意は実施されているが、組織全体としての反省や、予防の取り組みが不十分である。 - 事故は組織の緊張感のバロメータとも言えるが、事故案件が一部の担当部門のみで取り扱われているため、全職員のものととらえられず、結果として一人ひとりのモラル向上や意識改革につながらない。				① 安全管理に関する全庁的な取組体制の確立 ② 多発する交通事故の削減に向けた対策の導入 ③ 市民利用施設における事故の削減に向けた対策の導入			

具体的取組テーマ 1

コンプライアンス改革	大項目	Ⅱ 社会責任の遂行	課題	1 「安全」の確保	具体的取組	①	安全管理に関する全庁的な取組体制の確立	⑰
				2 環境への配慮		②	多発する交通事故の削減に向けた対策の導入	
				3 個人情報の保護		③	市民利用施設における事故の削減に向けた対策の導入	

【具体的取組テーマ】

①安全管理に関する全庁的な取組体制を確立する。

- 全庁的に事故情報（発生、原因究明、再発予防策）を共有する仕組みを作り、各局の事故防止に役立てる。
- 各局の担当者が定期的に集まり、発生した事故やそれぞれの取組のノウハウについて情報・意見の交換を行う。
- 専門家や民間企業の担当者を招聘し、安全管理の体系的な模範事例構築の一助とする。

《スケジュール》

平成 17 年度中に方針を立てて公表し一部は実施。平成 18 年度から完全実施。

具体的取組テーマ 2

コンプライアンス改革	大項目	Ⅱ 社会責任の遂行	課題	1 「安全」の確保	具体的取組	①	安全管理に関する全庁的な取組体制の確立	
				2 環境への配慮		②	多発する交通事故の削減に向けた対策の導入	⑰
				3 個人情報の保護		③	市民利用施設における事故の削減に向けた対策の導入	
【具体的取組テーマ】								
②多発する交通事故の削減に向けた対策の導入								
- 市民を巻き込んだ事故の圧倒的比率を占める交通事故について、専門家や民間企業担当者の招聘、民間企業への派遣研修、危険予知トレーニングの実施など、効果的な事故予防策を導入する。 - とりわけ、市バス、ごみ収集車については事故件数が多いことから、特に重点的に取り組むこととする。								
《スケジュール》 平成 17 年度中に方針を公表して実施。平成 18 年度から徹底。								

具体的取組テーマ 3

コンプライアンス改革	大項目	Ⅱ 社会責任の遂行	課題	1 「安全」の確保	具体的取組	①	安全管理に関する全庁的な取組体制の確立	
				2 環境への配慮		②	多発する交通事故の削減に向けた対策の導入	
				3 個人情報の保護		③	市民利用施設における事故の削減に向けた対策の導入	⑰
【具体的取組テーマ】								
③市民利用施設における事故の削減に向けた対策の導入								
・ 新たに設置する全庁的な取組体制の構築により、全庁的な事故情報（発生、原因究明、再発予防策）を共有するとともに、そこでの議論を活用して、多くの局に共通する、市民利用施設における事故防止対策を講じる。 ・ 事故が発生した場合は、その発生経緯を十分に調査の上、施設の安全運営に反映する。 ・ 利用者である市民に使い勝手が良いものとするため、新たな施設を建設する際には、ユニバーサルデザイン(年齢や性別、障害の有無等に関わりなく、幅広い人々が利用可能なように製品、建物、空間をデザインする考え方)を意識した設計とする。								
《スケジュール》								
平成 17 年度中に方針を公表して実施。平成 18 年度から徹底。								

コンプライアンス改革	大項目	Ⅱ 社会責任の遂行	課題	1 安全の確保	具体的取組	①	大阪市自らが率先した環境保全行動の強化
				2 環境への配慮		②	環境関連計画の推進
				3 個人情報の保護			
【現 状】 - 環境施策について大阪市はこれまで全国でも先駆的な取り組みを実施してきた。 - 市の施策においても環境に関するさまざまな配慮がなされている。				【これまでの取組】 - 平成9年5月：大阪市庁内環境保全計画（エコオフィス21）策定 - 平成11年12月：市役所本庁舎でISO14001の認証取得、その後更新時に24区役所等のオフィス系施設で認証を取得。 - ごみ焼却工場など事業所系においてもISOの認証を取得 - 市設建築物への環境配慮 市の建築物を建設する際に、設計段階において省エネルギー機器の設備を導入するように求める「市設建築物設計指針」を策定 - 屋上緑化の導入促進 ヒートアイランド対策の一環として、「屋上緑化の設計指針」をふまえ積極的に屋上緑化を導入 - 平成16年度にESCO手法を活用して総合医療センターに省エネルギー施設導入 ※ESCO：包括的な省エネルギーサービスを提供する事業 - 低公害車の導入 窒素酸化物の排出量の多いディーゼル車を中心に天然ガス自動車等への転換			
【何が問題か】 - 環境施策は市が市民・事業者と一体となって進めていくべきであるが、とりわけ行政自身が率先して取り組むべき余地がなお残されている。 - 環境関連の各種事業計画があるが、未達成の部分や明確な目標が設定されていない計画がある。				【今後の具体的な取組課題】 ①大阪市自らが率先した環境保全行動の強化 ②環境関連計画の推進			

様式②
具体的取組

コンプライアンス改革	大項目	Ⅱ 社会責任の遂行	課題	1 安全の確保	具体的取組	①	大阪市自らが率先した環境保全行動の強化	⑰
				2 環境への配慮		②	環境関連計画の推進	
				3 個人情報の保護				

【具体的取組】

①大阪市自らが率先した環境保全行動の強化

（１）ISO14001 認証未取得の大規模事業所での認証取得

環境負荷の高い大規模事業所（例えば中央卸売市場、総合医療センターなど）をISO14001 認証取得の目標対象として検討して取得する。

※平成11年12月：ISO14001 の認証取得（本庁舎）、その後、更新時に24区役所等オフィス系庁舎において環境マネジメントシステムを構築し、認証を取得している。

※ごみ焼却工場、下水処理場など事業系施設においてもISOの認証を取得

環境事業局ごみ焼却工場（舞洲工場、西淀工場など10工場）

都市環境局下水道事業所系（4管理事務所及び舞洲スラッジセンター）

健康福祉局環境科学研究所

（２）職員全員による積極的な環境活動の取り組み

現在、庁内環境保全行動計画（エコオフィス21）を策定して全庁的に環境保全の取り組みを展開している。

今後はそれを継続させる一方で、局長の責任のもとで局独自に取り組む重点事項とその目標を定めて積極的に実施していく。

《スケジュール》

平成17年度中に全庁的な実態を調査し、現状と方針を公表。平成18年度から実施。

様式②
具体的取組

コンプライアンス改革	大項目	Ⅱ 社会責任の遂行	課題	1 安全の確保	具体的取組	①	大阪市自らが率先した環境保全行動の強化	
				2 環境への配慮		②	環境関連計画の推進	⑪
				3 個人情報の保護				

【具体的取組】

②環境関連計画の推進

現在大阪市では、環境にかかわって多くの計画に基づく事業が展開されている。全般に順調に推移しているが、中には計画が未達成のもの、あるいはそもそも計画の具体的な期限が明らかでないものがある。今後は、「未達成の計画の確実な実行」、「明確な工程表の作成」などに取り組む。

《スケジュール》

平成 17 年度中に現行計画をすべて棚卸しと点検。平成 18 年度に評価結果を公表し方針をたて直し、順次実施。
平成 19 年度から完全実施。

コンプライアンス改革	大項目	Ⅱ 社会責任の遂行	課題	1 安全	具体的取組	①	市が保有している個人情報の必要性の再チェック
				2 環境への配慮		②	委託先業者が保有する個人情報の保護対策
				3 個人情報の保護		③	市職員自身の個人情報保護
【現 状】 - 今後指定管理者制度などの導入によって民間事業者が個人情報を取り扱うケースが増える。 - 委託先業者から個人情報漏洩事件が発生した。 - 他の自治体においては住民票の閲覧にかかわる事件が発生しており、大阪市も同様の事例が生じる可能性がある。 - 個人情報保護法が成立施行され、個人情報保護に関する国民全体の意識がレベルアップしている。 <							

様式②
具体的取組

コンプライアンス改革	大項目	Ⅱ 社会責任の遂行	課題	1 安全	具体的取組	①	市が保有している個人情報の必要性の再チェック	⑰
				2 環境への配慮		②	委託先業者が保有する個人情報の保護対策	
				3 個人情報の保護		③	市職員自身の個人情報保護	
【具体的取組】								
① 市が既に保有している個人情報の必要性の再チェック								
(1) 既に保有している個人情報の必要性を見直す								
・ 大阪市がこれまでの業務の必要上保有した個人情報について、現時点での必要性を改めてチェックし、既に必要性がなくなった個人情報を直ちに廃棄する。(平成 17 年度中)								
・ 総務局は、各局・各区役所が現に保有するすべての個人情報のリストの提出を局・区に求める。(平成 17 年度中)								
・ 各局・各区役所による毎年度の点検実施と結果の報告と公表を義務付ける。								
《スケジュール》								
平成 17 年度中に完全実施、市民に対して完了を報告。								

様式②
具体的取組

コンプライアンス改革	大項目	Ⅱ 社会責任の遂行	課題	1 安全	具体的取組	①	市が保有している個人情報の必要性の再チェック	
				2 環境への配慮		②	委託先業者が保有する個人情報の保護対策	⑰
				3 個人情報の保護		③	市職員自身の個人情報保護	

【具体的取組】

②委託先業者が保有する個人情報についての保護対策を講じる。

現在は大阪市個人情報保護条例によって、市の事務の受託者や公の施設の指定管理者が守るべき責務、本市との契約書への個人情報保護条例の遵守等必要事項の明記、罰則などが規定されている。

(1) 公の施設の指定管理者に対し、協定において個人情報保護の趣旨を徹底させるとともに、その趣旨が確実に履行されていることをチェックする。

(2) 業務委託については、契約において定められた個人情報保護対策が実施されているかどうか総点検する。

《スケジュール》

平成 17 年度中に実施し、毎年継続。

様式②
具体的取組

コンプライアンス改革	大項目	Ⅱ 社会責任の遂行	課題	1 安全	具体的取組	①	市が保有している個人情報の必要性の再チェック	
				2 環境への配慮		②	委託先業者が保有する個人情報の保護対策	
				3 個人情報の保護		③	市職員自身の個人情報保護	⑬
【具体的取組】								
③市職員自身の個人情報保護								
・内部利用の職員名簿が外部に流出している可能性が大きい。職員個人の住所や電話番号などの記載の可否、記載する際のやり方などを統一する。 ・民間事業者による名簿等の発行協力に関しては、市民の疑惑を招くことがないようにコンプライアンス委員会のガイドランス(指導、助言)のもとに行う。 ・また、事業者の役員への職員の就任を禁ずる。								
《スケジュール》								
平成 18 年度から実施								

様式①
大阪市政改革現状と課題

コンプライアンス改革	大項目	Ⅲ 職員の自立・自主管理	課題	1 自主的改革・改善の基盤整備	具体的取組	①	職場改善運動の展開
						②	新しい職員提案制度の作り直し
						③	大阪市職員行動指針の策定
【現 状】 - 従来から職員提案制度を実施し、仕事のやり方、仕組みを変えるための取組提案もある。しかし、実現に至るケースが少ない。 - 職員提案制度では個人レベルや任意のグループによる技術的な取り組みが多く、それぞれの職場としての改善の取り組みが活発でない。 - 市民との対応のまずさから職員に対する不信を招いているケースがある。 【何が問題か】 - 指示まちではなく、自分が主体的に考えて行動する職員が育つ訓練が必要。 - 職員自らの提案が実現し、その職員自身が参加意識をもって新しい取り組みにチャレンジできる仕組みがない - 職員個々人が考えて行動できる許容範囲が与えられておらず、現場発のアイデアが埋もれてしまっている。 - 人権・環境など各種の指針や綱紀粛正など個別の通知が出されたりはしているが、大阪市職員として行動すべきことを一体的にまとめたものがない。 - 職員の多くはそれぞれ職員としての心構えや行動理念を正しく理解しているが、必ずしも日常の行動につながっていない。				【これまでの取組】 - 昭和 28 年から職員提案制度があり、毎年数百件の応募がある。 - 平成 17 年 7 月から職場改善運動の取組をスタート - 職員アンケートによって「大阪市職員としての心構え、行動理念」について問いかけ（市民の立場、誠意、公正、情報公開などが頻出） 《他の自治体との比較》 神奈川県：神奈川県職員行動指針の策定（平成 16 年 4 月） 【今後の具体的な取組課題】 ① 職員が自らの業務の価値や意義を日常的・継続的に見つめ直して職場の改善に取り組む運動を展開 ② 職員が前向きにチャレンジできる新しい職員提案制度の設計 ③ 職員が実際に行動に移せる「大阪市職員行動指針」の策定			

様式②
具体的取組

コンプライアンス改革	大項目	Ⅲ 職員の自立・自主管理	課題	1 自主的改革・改善の基盤整備	具体的取組	①	職場改善運動の展開	⑰
						②	新しい職員提案制度の作り直し	
						③	大阪市職員行動指針の策定	

【具体的取組】

① 職員が自らの業務の価値や意義を日常的・継続的に見つめ直して職場の改善に取り組む運動を展開

(1) 職員が現在の仕組みや制度の範囲内で、職場内での議論を活性化させながら仕事に密着した課題について自主的に取り組む改善運動をスタート

(2) 各局・区での取り組み実施を経て、平成 18 年 2 月に全庁発表大会を開催し、優秀事例を共有することによって改善し続ける職場風土の醸成につなげる。

※ 福岡市、横浜市、名古屋市、尼崎市、福井県などで取組事例あり

《スケジュール》

平成 17 年度から実施

様式②
具体的取組

コンプライアンス改革	大項目	Ⅲ 職員の自立・自主管理	課題	1 自主的改革・改善の基盤整備	具体的取組	①	職場改善運動の展開	
						②	新しい職員提案制度の作り直し	⑰
						③	大阪市職員行動指針の策定	
【具体的取組】								
② 職員が前向きにチャレンジできる新しい職員提案制度の作り直し 現在の職員提案制度は職員からのアイデアの実現可否について所管部門の意見を聞いて判断しているが、現実的には実施に至るケースはまれ。 (1) 福岡市のプロポーザル（提案）運動を参考とした新たな制度を構築。 プロポーザル運動：現場職員が「おかしい」と感じたことをプロポーザル委員会へ提案 プロポーザル委員会が所管局の意見を聞いて論点整理 市長助役らのトップ会議で即断即決の方針決定 (2) 横浜市のアントレプレナーシップ（起業家精神）制度を参考とした新たな制度を創設。 アントレプレナーシップ事業：職員が自由なアイデアと発想で新しい事業を企画・提案 審査委員会の選考で合格を得てより具体的な企画内容を研究検討 検討結果が最終審査を合格すればその企画を事業化 当初に提案した職員自身がその実施に当たる 《スケジュール》 平成 17 年度中に新たな制度を決定し、平成 18 年 4 月から実施								

様式②
具体的取組

コンプライアンス改革	大項目	Ⅲ 職員の自立・自主管理	課題	1 自主的改革・改善の基盤整備	具体的取組	①	職場改善運動の展開	
						②	新しい職員提案制度の作り直し	
						③	大阪市職員行動指針の策定	⑰

【具体的取組】

③ 職員が実際に行動に移せる「大阪市職員行動指針」の策定

(1) 「当たり前のこと」を徹底するほか、それぞれの地域での社会貢献活動励行など市民から信頼される大阪市職員としての行動を明確化することにより、職員の意識向上、行動の実践につなげていく。

(2) 上からの押し付けではなく、策定段階からさまざまな職員が参加して自主的な行動指針とすることによって、積極的に行動する機運をつくる。

《スケジュール》

平成 17 年度から内容を検討し、18 年 8 月までに策定。